



支援充実！ 移住・定住するなら三戸町！！

回 覧

令和6年度三戸町移住定住促進事業補助金のお知らせ

(定住者向け増改築・リフォーム助成は、令和4年度で終了しました)

住宅の新築

【移住者の場合】(最大 300 万円)

基本額 町が指定する区域内への新築 150万円
町が指定する区域以外への新築 50万円

さらに 町内建築業者による建築 25万円
中学生以下の子がいる場合 1名あたり 25万円(上限 75万円)
新婚世帯 50万円

【移住者以外】(最大 112.5 万円)

基本額 50万円
さらに 町内建築業者による建築 12.5万円
新婚世帯 50万円

※併用住宅の場合は、店舗・事務所等の用途に供する事業費は除きます。
※工事請負契約額1千万円以上の工事が対象となります。

中古住宅購入、増改築・リフォーム

購入価格または、工事費の1/3が対象となります。

【移住者の場合】(最大 100 万円)

基本額 中古住宅の取得又は増改築・リフォーム 75万円
さらに **新婚世帯** 25万円

【移住者以外】(最大 55 万円)

基本額 中古住宅の取得 30万円
さらに **新婚世帯** 25万円

※増改築・リフォームは、三戸町商工会に加盟している町内事業者との請負により施工する場合を対象とします。

※25万円を超える中古住宅の購入または増改築・リフォームが補助対象になります。

□対象にならない工事(例)

門や塀、塗装工事、下水道接続工事など
上記は一例です。まずは申請前にご相談ください。

移住者とは 転入前3年以上他の市区町村の住民基本台帳に登録されている方で、申請時において、転入後3年以内の方とします。

新婚世帯とは 申請時において婚姻日から起算して3年以内の夫婦を含む世帯員2名以上の世帯とします。

対象になる方 (・世帯全員に町税や保険料、負担金などの滞納がない方。
・この補助金以外の補助金や公的支給を受けていない方。(三戸町結婚新生活支援事業は除く。)
・町内会に加入をしている方又はこれから加入する方。
・以前に当該新築住宅取得費助成事業による助成を受けていないこと。)



詳しくはコチラ↑

令和7年3月31日までに所有権移転、工事代金の支払い等が完了することが条件となります。



新婚の皆さんの新生活を応援します！

三戸町で新婚生活を始める夫婦を対象に**住宅取得費用・家賃・引越費用・リフォーム費用**を最大**60万円**支援します。

三戸町結婚新生活支援事業補助金

【対象世帯】

次の①～③までのすべての要件を満たす世帯

- ①令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻した世帯
- ②世帯所得が500万円未満（世帯年収約660万円未満に相当します。）
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除します。
- ③ご夫婦の両方またはどちらかが39歳以下の世帯

【対象経費】

新居の住宅取得費用	新居の購入費
新居の賃借料	新居の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
新居への引越費用	引越業者や運送業者へ支払った引越費用
新居のリフォーム費用	新居のリフォームにかかる費用

【申請期間】

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで



[詳しくはコチラ↑](#)

三戸町移住支援事業のお知らせ

移住支援金交付事業

【支援金の額】

世帯での移住：**100万円** 単身での移住：**60万円**

※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、100万円を加算

【共通要件】

(1) 及び (2) を満たしていること

- (1) 移住元
住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上（転入前直前は1年以上）、東京23区内又は東京圏（※埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県内の条件不利地域以外）に在住し、東京23区内に通勤していたこと。
- (2) 移住先
・申請時において転入後1年以内であること。
・申請日から5年以上継続して三戸町に居住する意思があること

【就業要件】

- (1) 対象求人就業した方：マッチングサイト「あおもりジョブ」に掲載されている移住支援金対象企業の求人に応募し、新規で採用された方。
- (2) 専門人材に該当する方：プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方。
- (3) テレワーカー：自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う方。
- (4) 起業した方：起業支援金の交付決定を受けた方。



[詳しくはコチラ↑](#)

地方就職学生支援金交付事業

【支給の要件】

大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学し、卒業見込みの学生で、卒業後に三戸町に所在する企業に就職し、町に移住する意思を有している場合、令和6年6月1日以降に行われる採用試験、採用面接にかかる、東京圏から三戸町までの往復交通費の一部を助成します。

【支援金の額】

往復交通費の2分の1の額(上限17,000円)

まずは、お気軽にご相談ください。三戸町役場まちづくり推進課 ☎0179-20-1117まで